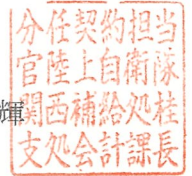


一般競争入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 田 尾 正 輝



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「契約条項」及び「入札心得」を承知のうえ参加されたい

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 大型車両整備用オートリフト点検 ほか 2 件 (品目等内訳書のとおり)
- (2) 内 容 : 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 : No. 1 及び No. 3 陸上自衛隊桂駐屯地 No. 2 陸上自衛隊明野駐屯地
- (4) 履行期限 : 令和 7 年 12 月 31 日 (水)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和 7、8、9 年度全省庁統一資格「役務の提供」の D 級以上の資格を有するものとする。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項及び入札心得

- (1) 適用する契約条項
駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。
- (2) 契約条項及び入札心得を示す場所
陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課 契約班

4 入札(現場)説明会及び競争入札の日時等

- (1) 入札(現場)説明会 : 実施しない。
※現地現物確認を希望する場合は、土日、祝日以外で個別に対応するので下記に示す担当まで事前に連絡されたい。なお、現地確認を希望しない方は、現物未確認による紛争防止の為、事後該当事項に起因する苦情の申立を行わないことを同意の上、入札に参加されたい。
- (2) 入札日時 : 令和 7 年 5 月 28 日 (水) 1000
- (3) 入札場所 : 桂駐屯地 本部庁舎 1F 多目的室

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

7 落札決定方法

品目別総額決定（外税方式）

ただし、同額の場合には抽選により決定する。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

但し、契約金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略することができる。

10 その他入札に関する事項

- (1) 入札参加者は、令和7年5月27日（火）までに競争入札受付票（別紙）に必要事項を記入し、資格決定通知書（写）と合わせて提出（FAX可）すること。確認後、入札書を交付する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 郵便による入札については令和7年5月27日（火）1700着分までを有効とし便着の確認を必ず行うこと。また入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施する。再度入札の場合は別途連絡する。

11 公告掲示場所

- (1) 陸上自衛隊桂駐屯地 本部庁舎1F 会計課事務室前掲示板
- (2) 陸上自衛隊桂駐屯地ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mac/3d/katsura/>
- (3) 陸上自衛隊宇治駐屯地 関西補給処調達会計部掲示板

12 各問合せ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒615-8103 京都市西京区川島六の坪
陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処会計課 契約班 担当 中村
TEL (075) 381-2125（内線515） FAX (075) 381-8881
- (2) 仕様書（規格等）及び現場確認に関する問合せ先
陸上自衛隊桂駐屯地 第107全般支援大隊本部付隊 担当 尾関（内線272）

競 争 入 札 受 付 票

令和 年 月 日

入札件名	大型車両整備用オートリフト点検 ほか2件	入札日時	令和7年5月28日(水) 1000
仕様書等受領者	住 所		
	(電話 — —)		
	(FAX — —)		
	会社名		
	受領者(役職・氏名)		
※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。			

官側受付日	
-------	--

調達要求番号：5QX11AH1001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	4910-285-0969-5	仕 様 書 番 号	
大型車両整備用オートリフト点検 WSL-PSFU240 (4E0047・4E0048・5L0106)	H0001		
	作	成	令和7年 4月 23日
	変	更	年 月 日
	作 成 部 隊 名		第107全般支援大隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施するバンザイ社製大型自動車整備用オートリフト WSL-PSFU240（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
2	4910-285-0969-5	2482401	大型車両整備用オートリフト

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002

陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

リフト点検資格認定制度

社会法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異状があつてはならない。

なお点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を担当官に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、第107全般支援大隊整備中隊整備工場（桂駐屯地）とする。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する、表1に示す定期交換部品を使用し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

表1－定期交換部品

No	型式	品 名	数 量	No	型式	品 名	数 量
1	X32	07-15N1 受板（ウレタン）	6 式	14	X32	08-31 高圧異経エルボ	6 式
2	X32	08-10 マニールールドブロック	6 式	15	X32	08-32 1/2B アダプタ	6 式
3	X32	08-11 軸	6 式	16	X32	08-38 サクションフィルタ	6 式
4	X32	08-12 圧力コイルバネ	6 式	17	X32	08-45N 端子台	6 式
5	X32	08-13 Oリング	6 式	18	X32	08-50 油圧ポンプ	6 式
6	X32	08-14N 軸受（A）	6 式	19	X32	08-55 リテーナー	6 式
7	X32	08-15 キャップOリング	6 式	20	X32	08-A-02 リフティングバルブ	3 式
8	X32	08-16N 軸受（B）	6 式	21	X32	09-A-02 リフティングバルブ	3 式
9	X32	08-17N ドック	6 式	22	X32	10-19 電磁開閉器	6 式
10	X32	08-22 リミットスイッチ	6 式	23	X32	11-18 可逆開閉器	3 式
11	X32	08-25N スペーサ	6 式	24	X32	10-27N ホイスト用押鉛開閉器	3 式
12	X32	08-26N Oリング	12 式	25	X32	10-32 VCFT-ド1.25sp-×10C	3 式
13	X32	08-30 長ニップル	6 式	26		作動油 100L #46	3 式

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があつてはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、表 2 に示す“無償貸付申請書”のより申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は表 2 による。

表 2－提出書類

名 称	部数	注 記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書		GLT-CG-Z000001の5.2による。
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表 a）を含む。）		—
標準外作業見積書		—
注 a) 必要に応じて提出する。		

4.5 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3－添付書類

名 称	部数	注 記
定期点検成績表	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商慣習による。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表４－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の点検 2 障害物（周囲）の点検 3 機材本体の外観の点検 なお、細部については、製造会社の要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検 なお、細部については、製造会社の要領書による。
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載 及びシールの塗布	検査終了後、4.5に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要求番号：5 Q X 1 1 A H 0 0 0 2

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	4910-285-0969-5	仕 様 書 番 号	
大型車両整備用オートリフト点検 WSL-PSFU240 (4B0024)	H 0 0 0 2		
	作	成	令和7年 4月 23日
	変	更	年 月 日
	作 成 部 隊 名		第107全般支援大隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施するバンザイ社製大型自動車整備用オートリフト WSL-PSFU240（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2の1.2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
2	4910-285-0969-5	2482401	大型車両整備用オートリフト

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2

陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

リフト点検資格認定制度

社会法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異状があってはならない。

なお点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を担当官に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、第107全般支援大隊明野派遣隊整備工場（明野駐屯地）とする。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する、表1に示す定期交換部品を使用し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

表1 定期交換部品

No	型式	品 名	数 量	No	型式	品 名	数 量
1	X32	07-15N1 受板（ウレタン）	2 式	14	X32	08-31 高圧異径エルボ	2 式
2	X32	08-10 マニーホールドブロック	2 式	15	X32	08-32 1/2B アダプタ	2 式
3	X32	08-11 軸	2 式	16	X32	08-38 サクションフィルタ	2 式
4	X32	08-12 圧力コイルバネ	2 式	17	X32	08-45N 端子台	2 式
5	X32	08-13 Oリング	2 式	18	X32	08-50 油圧ポンプ	2 式
6	X32	08-14N 軸受（A）	2 式	19	X32	08-55 リテーナー	2 式
7	X32	08-15 キャップOリング	2 式	20	X32	08-A-02 リフティングバルブ	1 式
8	X32	08-16N 軸受（B）	2 式	21	X32	09-A-02 リフティングバルブ	1 式
9	X32	08-17N ドック	2 式	22	X32	10-19 電磁開閉器	2 式
10	X32	08-22 リミットスイッチ	2 式	23	X32	11-18 可逆開閉器	1 式
11	X32	08-25N スペーサ	2 式	24	X32	10-27N ホイスト用押鉛開閉器	1 式
12	X32	08-26N Oリング	4 式	25	X32	10-32 VCFTード1.25sp-×10C	1 式
13	X32	08-30 長ニップル	2 式	26		作動油 100L #46	1 式

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があつてはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、表 2 に示す“無償貸付申請書”のより申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は表 2 による。

表 2－提出書類

名 称	部数	注 記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書		GLT-CG-Z000001の5.2による。
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表 a）を含む。）		—
標準外作業見積書		—
注 a) 必要に応じて提出する。		

4.5 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3－添付書類

名 称	部数	注 記
定期点検成績表	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商慣習による。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表 4－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の点検 2 障害物（周囲）の点検 3 機材本体の外観の点検 なお、細部については、製造会社の要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検 なお、細部については、製造会社の要領書による。
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1 に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載 及びシールの塗布	検査終了後、4.5 に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要求番号：5 Q X 1 1 A H 0 0 0 3

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
中型車両整備用オートリフト点検 TWPE10 (040600・0405005)		H 0 0 0 3		
		作	成	令和7年 4月 23日
		変	更	年 月 日
		作 成 部 隊 名		第107全般支援大隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する安全自動車株式会社製ツインリフト TWP10（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
2	4910-285-0973-5	2482402	中型車両整備用オートリフト

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002

陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

リフト点検資格認定制度

社会法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異状があってはならない。

なお点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を担当官に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、第107全般支援大隊整備中隊整備工場（桂駐屯地）とする。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有する、表1に示す定期交換部品を使用し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

表1－定期交換部品

No	型式	品 名	数 量	No	型式	品 名	数 量
1	80833329	ローラーチェーン	2 個	10	75039510	マグネット SW	2 個
2	80833941	繋手リンク	4 個	11	80820602	マグネット SW	14 個
3	11407200	チェーンアジャスター	4 個	12	80820394	リレー	4 個
4	90930116	6 角ナット	8 個	13	80700017	エアシリンダー	4 個
5	80821463	押ボタンス SW	2 個	14	80820735	リミット SW	16 個
6	80821118	電磁弁	4 個	15	90940435	ナベ小ネジ	2 個
7	80821191	圧力 SW	2 個	16	80820987	パイロットランプ & トランス	2 個
8	80821202	マグネット SW	2 個	17	80821149	減圧セット	
9	80820648	マグネット SW & サーマル SW	4 個	18	H30B-20	エアホース 6Φ×20m	2 本

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があつてはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、表 2 に示す“無償貸付申請書”のより申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は表 2 による。

表 2－提出書類

名 称	部数	注 記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書		GLT-CG-Z000001の5.2による。
製造会社の定期点検要領書 （定期点検記録表 a）を含む。）		—
標準外作業見積書		—
注 a) 必要に応じて提出する。		

4.5 添付書類

添付書類は、表 3 による。

表 3－添付書類

名 称	部数	注 記
定期点検成績表	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手

方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商慣習による。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表4－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の点検 2 障害物（周囲）の点検 3 機材本体の外観の点検 なお、細部については、製造会社の要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検 なお、細部については、製造会社の要領書による。
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、製造会社の要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、製造会社の要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、製造会社の要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載 及びシールの塗布	検査終了後、4.5に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該 装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。